

# 奨学生の募集について

このことについて、下記奨学生を募集していますので希望者は学生課学生係で申請書類を受け取り、締切日までに提出してください。  
 学校に案内が来たものは、その都度掲示します。その他不明な点は学生係まで問い合わせください。

名 称		金 額	月・年額	学内申請締切日	主な申し込み資格
令和2年9月17日現在					
*貸与型(将来返還する義務がある奨学金)					
日本学生支援機構	貸与奨学金				定期採用募集は4月初旬に行います(提出期限:4月下旬予定)。別途掲示にて案内しますので、確認してください。
	緊急採用 第一種 (全学年、専攻科対象)	1万円～5.1万円	月 額 (貸与)	随時	過去12ヶ月以内に家計支持者(親等)が失職・破産・倒産・病気・死亡・離別、または火災・風水害等により家計急変が生じ、緊急に奨学金が必要になった者 (ただし、日本学生支援機構への推薦のための学内審査には2～3週間かかります) 緊急採用の場合、原則として貸与期間は事由の発生した年度限りとなります(継続額の提出があった場合は、翌年度末までの貸与回・年度末ごとに同様の願い出を繰り返すことにより修業年限の最終月まで貸与期間延長可)
	応急採用 第二種 (4・5年、専攻科対象)	2～12万円から1万円単位で希望額を選択	月 額 (貸与)	随時	
京都市域臨市教育委員会事務局 (奨学金返還支援制度)	1年間に返還した奨学金額の2分の1の額 (上限8,000円/年で最大5年間分)		年 額 (毎年交付申請を行うこと)	令和2年6月1日(月)～ 令和3年1月29日(金)	次の要件をすべて満たす方 ①現在大学等に在学し、今年度中に修業年限以内で卒業する者 ②域内市内に5年以上定住する見込みである者 ③就業する見込みである者(公務員はのぞく) ④独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けている者 ※ 応募者本人が域内市教育委員会事務局総務課へ直接応募(郵送可)
三重県 戦略企画部 (奨学金返還支援制度)	在学中に借入予定の奨学金総額の4分の1 (上限100万円)		就業し、4年間居住後に助成金額の1/3を交付し、8年間居住後に残額を交付	令和2年7月11日(土)～ 令和3年1月15日(金)	次の要件をすべて満たす方 ①申請時に、大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程の最終学年又は、その1年前の学年の在学(県内居住、県外居住のいずれも可)で、就業先が決まっている方 ②指定地域(下記にある三重県HP参照)への定住を希望し、かつ企業・団体に就業を希望する方(指定地域枠)、若しくは、指定業種(下記にある三重県HP参照)のうち県内に本社を有する企業・団体に就業を希望し、かつ県内への定住を希望する方(業種指定枠) ③勤労者又は個人事業主として就業を希望する方(公務員、暴力団関係人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く) ④日本学生支援機構第一種奨学金又はこれに準ずる奨学金を借入れ、学生の場合は返還予定の方 ⑤令和3年3月31日時点で35歳未満の方 その他詳細は、各自で下記URLから三重県ホームページを確認すること <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/KRKAUK/HP/miesalon/74737039887_00002.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/KRKAUK/HP/miesalon/74737039887_00002.htm</a>
あしなが育英会	高校奨学生募集 (1～3年)	4.5万円 (うち、給付2万円)	月 額 (貸与)	二次)2020年9月30日※  三次)2020年12月15日※	1～3年生のうち、保護者が病気、災害(道路における交通事故を除く)、自死(自殺)などで死亡したり、またはそれらが原因で著しい後遺障害を負った家庭の子供である者 ※ あしなが育英会のホームページを確認の上、期限までに各自提出すること
京都府高等学校等修学奨学金制度	～1.8万円 (自宅通学生)  ～2.3万円 (自宅外通学生)		月 額 (貸与)	令和2年5月15日 以降随時	次の事項に該当する者 ①保護者が京都府在住である者 (※学生が成人している場合は、学生本人が京都府在住であること) ②給付意欲があると認められる者 ③経済的理由により修学が困難と認められる者 ④同種の資金の貸与または給付を受けていない者 ⑤2020年度新入生以外の者 ※ 奨学のための給付金受給者は減額調整あり
交通道児育英会	2・3・4万円より選択 (本科生)  4・5・6万円より選択 (専攻科生) (うち2万円は給付)		月 額 (貸与)	令和3年1月15日 まで随時	保護者等が自動車やバスの事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺症のため働けず、経済的に修学が困難な学生であること。応募者が生まれる前に保護者等が後遺障害となった場合も含まれます。(申込時25歳までの人) ※本会の規定する後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級までの障害、又は、身体障害者福祉法第11条から第4級までの障害です。
奈良県高等学校等奨学金 (修学支援奨学金) 追加募集	1.8万円 または5千円 ※ (自宅生)  ※ 生活保護法の高等学校等就学費の給付を受けている者  2.3万円 または1万円 ※ (自宅外生)  ※ 生活保護法の高等学校等就学費の給付を受けている者  3万円 (へき地学生) ※ ※へき地教育振興法第2条に規定する「へき地学校(小学校に限る。)」の通学区域に居住する学生に對しては、希望すればへき地加算月額1万2千円を加算して貸与できる。		月 額 (貸与)	令和2年9月1日～9月16日	次の事項に該当する者 ①親権者又は未成年後見人が奈良県内に住所を有している者 ②向学心に富み、学習態度が良好であると認められる者 ③経済的理由により、著しく修学が困難と認められる者 (世帯全体の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍以内であること) ④地方公共団体その他公共的団体から、学費の貸与又は給付を受けていない者 ※(現在貸与中の者は申込不可)
奈良県高等学校等奨学金 (緊急採用)	18,000円 +5,000円(自宅外加算)		月 額 (貸与)	随時	学生の属する世帯の家計支持者の失職、破産、倒産、病気若しくは死亡または火災、風水害等による家計急変のため、緊急に奨学金が必要になった場合は、その事由が発生した翌月から12月を超えない期間内であれば、随時、緊急採用として申請することができます。

・給付型(原則、返還する必要のない奨学金)

名称	金額	月・年額	学内申請締切日	主な申し込み資格
日本学生支援機構	給付奨学金			本科4年生以上(専攻科を含む)を対象とし、4月初旬に募集を行います。 別途掲示にて案内しますので、確認してください。
	JASSO支援金	10万円	年額(給付)	自然災害発生月の翌月から起算して3か月を超えない期間
奈良県高校生等就学給付金(国公立)	32,300円 (生活保護受給世帯の高校生等)  84,000円 [非課税世帯(第1子)の高校生等]  129,700円 [非課税世帯(第2子)の高校生等] ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	年額(給付)	・第一次提出期限 令和2年7月22日(水) ・第二次提出期限 令和2年9月25日(金)	自然災害等により、居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた者  次の事項に該当する者 ①保護者等が奈良県に住所を有していること ②保護者等全員の「奈良県民税所得割と市町村民税所得割が非課税(0円)」または、生活保護世帯であること ③高校生等が国公立の高校に在学していること(平成26年以降の入学者であること) ④高校生等が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有すること ※ 特別支援学校高等部の学生は対象外です。 ※ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設に入所している高校生等は除く)が措置されている場合は対象外です。 ※ 保護者等が海外赴任等で日本に住所を有していない場合は対象外です。
奈良県高校生等就学給付金(国公立)～家計急変世帯対象～	32,300円に申請のあった翌月以降(申請が初日だった場合は、申請のあった月の月数に応じた額)  84,000円に申請のあった翌月以降(申請が初日だった場合は、申請のあった月の月数に応じた額)  129,700円に申請のあった翌月以降(申請が初日だった場合は、申請のあった月の月数に応じた額)	年額(給付)	令和2年7月1日(水)から令和3年2月2日(火)まで(7月1日以降に家計急変が発生した場合)	次の事項に該当する者 ①保護者等が奈良県に住所を有していること ②高校生等が国公立の高校に在学していること(平成26年以降の入学者であること) ③高校生等が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有すること ④家計が急変し、保護者等が「道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税(0円)である世帯」に相当すると認められる世帯であること
交通遺児奨学金支給制度(大和郡山市社会福祉協議会)	10,000円(1～3年生)  12,000円(4年生以上)	月額(給付)	随時	保護者が交通事故で亡くなった当時、大和郡山市に住所を有している遺児 ※ 奨学金の支給は9月と3月の2回に分けて支給します。 ※ 大和郡山市社会福祉協議会のホームページを確認の上、本校ではなく大和郡山市社会福祉協議会に手続きに必要な書類を直接提出すること
アットアップ進く児小児学が金ん制程度者	小児がん経験者  がん遺児	20,000円	月額(給付)	令和3年2月14日
				①19歳未満で小児がんを発症した小児がん経験者で、経済的な理由により援助を必要とする方 ②2021年4月時点において高等学校等に在学予定の方(本科4.5年生含む) ③奨学金申請時における前年度の世帯の収入または所得が一定の金額を上回らないこと(金額等の詳細は下記URLからアットアップHPに入り、各自で確認すること) <a href="https://www.aflac.co.jp/corp/mesena/mesena_kids_02/syogakukin.html">https://www.aflac.co.jp/corp/mesena/mesena_kids_02/syogakukin.html</a> ※小児がんとは、小児慢性特定疾患で「悪性新生物」に該当するものを指す <b>(給付奨学金との併用可)</b>  ①「がん」により <b>主たる生計維持者</b> を失った遺児で、経済的な理由により援助を必要とする方 ②2021年4月時点において高等学校等に在学予定の方(本科4.5年生含む) ③奨学金申請時における前年度の世帯の収入または所得が一定の金額を上回らないこと ④最近の学習成績が評定平均値3.5(5段階評価)以上の方、評定値を付さない学校の在校生についてはこれに相当する方、または特定の分野において全国あるいは都道府県レベルで優れた実績のある方(全国大会出場等) (金額等の詳細は下記URLからアットアップHPに入り、各自で確認すること) <a href="https://www.aflac.co.jp/corp/mesena/mesena_kids_02/syogakukin.html">https://www.aflac.co.jp/corp/mesena/mesena_kids_02/syogakukin.html</a> <b>(給付奨学金との併用可)</b>
滋賀県国公立高等学校等奨学のための給付金	③家計学急の世帯への給付金	①全日制 1人目 7月以降申請した翌月以降の月数に応じて  ②全日制 2人目以降 7月以降申請した翌月以降の月数に応じて	年額(給付)	令和2年7月1日(水)～随時(7月以降に滋賀県HPにて掲載されること) (7月以降の家計急変)  基準日時点において、次の資格をすべて満たす世帯である保護者等 基準日:7月以降の家計急変は申請日の翌月(申請日が月初めの場合は申請月の1日) ①本科 <b>1～3年生</b> の者 ②高等学校等就学支援金、学び直し支援金または専攻科支援金のいづれかを受ける資格を有する高校生等がいる世帯 ③保護者等が滋賀県内に住所を有する世帯 ④家計急変による経済的理由から道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯(保護者が2名以上いる場合は、その全員が非課税であること。) ※ 支給決定までに家計急変が解消された場合、対象とならないことがあります。 ※ 高校生等が特別支援学校の学生である ※ 保護者等が帰国帰日に日本国内に在住していない児童福祉施設等に入所または里親が養育している高校生等の保護者等であって、児童福祉法による措置費が支弁されている ・給付金の支給は、高校生等一人につき年1回、通算3回(専攻科は通算2回)上限とする(学び直し支援金の支給を受けている場合はこの回数にさらに1回加えることができる。)  その他詳細は、各自で下記URLから滋賀県ホームページを確認すること <a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/nyuushi/syogaku/105625.html">https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/nyuushi/syogaku/105625.html</a>

※ 多くの奨学金は4月に募集を行います。  
(特別な場合を除き、年度途中は採用を行わない奨学金制度が大です。)  
奨学金の貸与等について考えている学生は、**書類のもらい忘れや提出遅れがないよう**募集の掲示に注意してください。

※ **貸与型奨学金**の貸与終了後は、返還の義務が生じます。  
**貸与終了後に返還していただくお金は、後援奨学生の奨学金として活用されるため、必ず返還しなければなりません。**